



＼生成AI×ジブリ／

「ジブリ風」のAI生成画像は違法!?

弁護士崎根大希



1. はじめに

AI生成画像はご存じですか。近年、AI技術が発展しAIによる画像生成が簡単に出来るようになっていきます。誰でも簡単に作れる一方で、AIによる画像生成には著作権法違反を指摘する声もあがってきています。

今回は、最近よく見かける「ジブリ風」の画像生成について、解説いたします。

2. 「ジブリ風」の画像生成と著作権法

Q. まず、そもそも、AIによる画像生成とは何なのでしょうか。

A. AI技術を用いて、こちらが指示したイメージに合わせて画像を生成する技術のことで、スタジオジブリのアニメ作品の作風を模した画像をAIによって生成することで「ジブリ風」の画像が生成されます。あくまで、作風を模した画像であり、「ジブリ作品」そのものを画像生成することではありません。

Q. 著作権法とは？

A. 著作権を保護する法律のことです。

Q. 著作権とは？

A. 自分が創作した著作物を無断でコピーされたりインターネットで利用されない等の権利のことをいいます。

Q. 著作物とは？

A. 著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法2条1項1号)のことをいいます。

→ 著作物といえるためには、創作的な具体的表現である必要があります。

→ 単なる「作風」や「アイデア」はこれにあたりず、著作物ではないと考えられています。

Q. どういう場合に著作権侵害とされるのか？

A. 著作権侵害というためには、著作物と生成された画像に類似性及び依拠性が認められることが必要です。

類似性:

既存の著作物の「**表現上の本質的な特徴**」を**直接感得**することができること

依拠性:

既存の著作物に接して、これを**自らの作品の中に用いること**

→ 単なる「**作風**」や「**アイデア**」は、著作物ではありませんから、「類似性」にいう「表現上の本質的な特徴」には含まれません。すなわち、「ジブリ風」の画像生成が単に作風を模しているという限度にとどまっている場合であれば、類似性はなく、著作権法違反ではありません。

しかし、「ジブリ風」の生成画像が特定のキャラクターに類似していたり、特定のキャラクターの衣装や小道具、有名な構図・ポーズを基に作成されていることが明らかな場合には、単なる「作風」や「アイデア」の模倣とは言えず、類似性があるものとして、著作権を侵害するおそれが高くなります。

「アイデア」のみが共通していたり、「創作的でない表現」が共通しているだけでは、類似性なしと判断されやすいですが、「創作的表現」が一部共通していたり、完全一致していたりすると類似性ありと判断されます。

3 最後に

「ジブリ風」の画像生成は簡単に出来てしまいますが、画像生成をする際のプロンプトにも注意しましょう。

生成された画像が、著作権を侵害する場合がありますので、SNSに上げたり、商用利用する場合には注意が必要です。



広島駅新幹線口から徒歩1分
広島銀行広島駅北口支店と、もみじ銀行広島光町支店の間にある「広島ビル」の6階です。



ご挨拶

代表社員 弁護士

下西祥平

メルマガの登録はコチラ
月2回配信を行っています。



広島駅前法律事務所レターの第13号を発刊させていただきました。既にご挨拶の手紙にてお知らせさせていただきました通り、弊事務所は6月2日をもって法人化し、「**弁護士法人共創(広島駅前法律事務所)**」として、新たにスタートを切ることになりました。

まず、なぜ法人化したのか？

これは、法律事務所の永続的な運営のためです。個人事務所のままでは、すべての経営資源が私に依存する形になってしまいます。これでは、働く人も、顧問先の皆様やご依頼をいただいている皆様、そして地域社会に対して、不安を残すと考えました。法人化自体の構想は、2年前からありましたが、コストの増加や体制整備に伴う事務負担から踏み切れませんでした。事務所の順調な成長と私自身の大学院での成長も相まって、このタイミングで法人化に踏み切りました。

今後は弁護士法人としての堅実な組織のもと皆様に更なる良質かつ迅速なリーガルサービスを提供すること、さらには新事業として今後開始するプロジェクトにて地域の発展に寄与したいと考えております。

次に、なぜ「共創」なのか？

これは、既にお手紙にも書きましたので重複になりますが、①独立した時から、ご依頼をいただく皆様と一緒に紛争解決に至る道筋を創っていくことを大切にしてきたこと、②弊事務所の経営理念である法の

下での平和「共有」さらにはビジョンである課題解決後の挑戦や夢を支援するパートナーでありたいという想い、③地域の未来に向けて皆様と一緒に行動する法人であり続けることを目指したことが理由です。

そして、**弁護士法人共創が目指すべき未来**への想いがあります。先日の事務所のメールマガジンにも記載しましたが、外部環境の変化により今後ますます地方の弁護士業界には厳しい状況が訪れると予測しています。その時に大切にすべき姿として、地方の人や地域の資源の魅力を発信できる新しい「**地方弁護士20**」としてのモデルの創造です。弁護士法人共創が地域の魅力創造及び創出にもかかわる新しい姿を示すことができるように、既存のリーガルサービスをアップグレードしていきたいと思っています。

さらに、新しい時代の価値観の中に、「**Happiness**」(幸福、善)という価値観があります。その基盤になるのが「平和」だと思います。これからも人々の暮らしや組織の中の平和の維持のために貢献する存在であり続けたいと思いますし、その思いを全職員で共有して参ります。今後とも何卒よろしくお願いいたします。

なお、本号では法人化という大きな節目にて、所属の弁護士及びスタッフからの意気込みも掲載させていただいております。また、SNSでの投稿でご好評をいただいた「生成AIによるジブリ風画像」の著作権上の問題点について崎根弁護士が解説しております。

法人化ニュース

- **新予約システムの導入**
- **法律相談動画の配信**



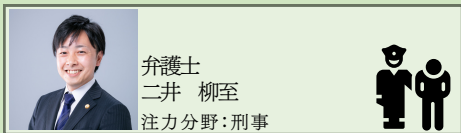
→ インスタのハイライトで質問募集中！
右のQRコードより各種SNSに飛ぶことができます。

事務所Instagramで先日公開した動画では弁護士の写真加工にAI技術を使ってみました！

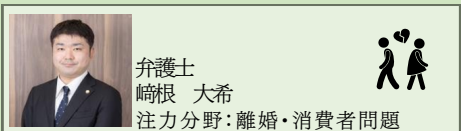




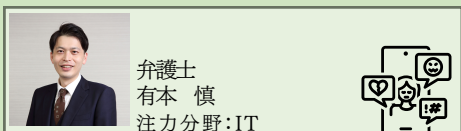
弁護士インタビュー「事務所の法人化を迎えて」



この度、弊事務所は、法人化し、弁護士法人共創 広島駅前法律事務所となりました。私が広島駅前法律事務所に入所し、弁護士としての業務についたのが令和2年1月ですので、それからもう5年半の月日が経っていることにまず驚いているところです。気づけば私も弁護士6年目となりました。私は、弁護士として稼働しはじめた当初から、スピード感やフットワークの軽さを重視しつつ、ご依頼を頂いている方々にとって最良の解決方法は何なのかを常に考えながら業務にあたってきました。この点については、今後も継続し、よりよい法的サービスを提供できるよう自己研鑽に励みたいと思います。私が広島駅前法律事務所に入所した当時は、代表弁護士である下西



この度、弊事務所は法人化という新たな一歩を踏み出すこととなりました。これを機に、より一層質の高い法的サービスを提供できるよう、気持ちを新たに業務に邁進してまいります。私自身は、当事務所に入所してから3年が経過し、4年目に突入しました。この間、一般民事から刑事事件まで、幅広い分野の案件に携わってまいりました。特に、依頼者の声に耳を傾け、一つひとつの事案に丁寧に向き合うことを大切にしながら、実務経験を積んでまいりました。近年は、自ら関心があつた離婚分野に重点を置いた取り組みを進めております。家庭内の複雑な事情



この度、私たちの事務所が法人化を迎えることとなりました。まずは、日頃よりご指導ご支援を賜っている皆さまに、心より御礼申し上げます。事務所全体として、より安定した組織体制を築くことにより、依頼者の皆さまにとっても、より質の高いリーガルサービスを継続的に提供できる環境が整うことを願っております。私自身は、弁護士として3年目を迎えました。まだまだ学ぶべきことが多く、日々の業務の中で自身の未熟さを実感することも少なくありません。しかし、そのような中でも、一つひとつの案件に誠実に向き合い、目の前の依頼者の方にとって最善の結果は何かを常に考え、行動してまいりました。法人化により、環境や体制が変わる部分もありますが

弁護士とスタッフの飯田さんと私という弁護士2名、スタッフ1名という体制でしたが、現在では、弁護士4名、スタッフ3名と事務所の規模も大きくなってきました。

そして、冒頭でも言及しましたが、この度、広島駅前法律事務所は、弁護士法人共創 広島駅前法律事務所となりました。このような事務所の成長過程に所属弁護士として関与することができ、大変うれしく思っています。同時に、依頼者の方々への法的サービスも、時代や社会情勢に沿った形で向上させる必要性も感じており、身の引き締まる思いでもあります。

事務所の法人化は、私にとって、改めて初心に立ち戻り、自分が何のために弁護士を目指したのかを考える契機となりました。これからも初心を忘れることなく、他の弁護士やスタッフとも協力し、1つのチームとして日々の業務にあたっていきたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

に寄り添いながら、依頼者の新たな一歩を後押しできるよう、誠心誠意の支援を心がけております。

また、今後は消費者被害に関する事件にも注力していきたいと考えております。情報商材詐欺や投資詐欺など、日常生活の中で起こりうる法的トラブルに対し、迅速かつ的確に対応し、安心して暮らせる社会づくりに貢献したいと考えております。法律は日常生活から切っても切れないものですので、皆様にとって、もっと身近で、もっと頼れる存在になれることを目指してまいります。

法人化という節目を機に、組織としての対応力を高めると同時に、個人としても専門性を深め続けてまいります。これからも、日々研鑽を重ねてまいりますので、引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

私の中で変わらないのは、「人の人生に関わる責任の重さを常に自覚しながら行動すること」、そして「法的な支援を通じて依頼者の未来に希望を見出す力となること」を使命として持ち続けるという姿勢です。今後はこれまでの分野に加え、インターネット上の誹謗中傷や名誉毀損、個人情報の拡散といったネット関連のトラブルへの対応や、企業・労働者間の労務問題にも注力していきたいと考えております。社会のデジタル化と多様化が進む中、こうした法的課題に対しても、自ら積極的に学びを深め、依頼者の立場に立って迅速かつ柔軟に対応していく所存です。

これからも、共により良い未来を創っていくという“共創”の精神を大切に、依頼者の声に丁寧に耳を傾け、謙虚さと向上心を持って日々の業務に取り組んでまいります。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

事務局 Column

飯田



事務所で仕事をさせていただくようになって早いもので、もうじき丸7年になろうとしています。初めてこの事務所でお世話になったときは、代表弁護士1名に事務局2名でしたが、その後次々弁護士先生方も増え現在は合計7名となっています。昨年、事務局に清水さんが加わり、若い力に刺激を受けつつ毎日の業務にあたっています。

また、女子会などでコミュニケーションをとりながら仕事を分担したり相談したりできるようになりました。このことが法人化した今後の業務についても更によりいい結果につながると思います。これからも精進していくつもりですので、引き続きよろしくお願い致します。

広島駅前事務所に勤め始めてから、初めて事務所レターのコラムやホームページのブログを書くようになりました。毎回、なかなか筆が進まず、自分でもまだまだ成長の途中だと感じています。法人化を機に、「急におもしろいコラムが書けたらいいのになあ」と思うこともありますが、そう簡単にはいかないものですね。

それはさておき、私はこれまでと変わらず、自分にできる仕事、できそうな仕事、そしてたとえ難しく思えても取り組まなければならない仕事——それぞれに自分なりのペースと姿勢で向き合いながら、一つでも誰かの、何かのお役に立てればという思いで、日々取り組んでいきたいと思っています。これからも、どうぞよろしくお願い致します。

伊藤



約1年前に新卒として皆様にご挨拶をさせていただいた私ですがこの度事務所の「法人化」の瞬間に立ち会うという新卒ではなかなか珍しい出来事を迎えてとてもワクワクしています。法律事務としても広報としてもまだまだ学ぶことばかりですが、この変化をきっかけに、事務所の一員としての責任感をより一層感じています。日々の業務を一つひとつ丁寧に取り組みながら、少しでも貢献できるよう努力していきたいと思っています。

これからも事務所の一員として、皆さまから信頼いただける法律事務所となるよう、一歩ずつ成長を重ねてまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

清水



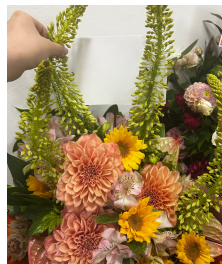
お祝いの御礼

このたびの法人化にあたり、心温まるお祝いのお花を頂戴し、誠にありがとうございました。

華やかなお花を目にするたびに、皆さまからの温かいお気持ちを感じております。

事務所内も一層明るくなり、スタッフ一同、より一層身の引き締まる思いで日々の業務に取り組んでおります。

これを励みに、よりよいサービスの提供に努めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。(事務所一同)



＼ その他にも素敵なお祝いや、あたたかいメッセージなども頂きました!! /